（略）					
株式会社J建築検査センター	東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　渋谷支店　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号 ロ　八重洲支店　東京都中央区八重洲二丁目十番十号 ハ　大阪支店　大阪府大阪市中央区北浜三丁目六番二十二号 ニ　福岡支店　福岡県福岡市中央区天神一丁目三番三十八号	平成二十八年十二月二十六日
（略）					

千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域

（略）					
株式会社J建築検査センター	東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　渋谷支店　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号 ロ　八重洲支店　東京都中央区八重洲二丁目十番十号 ハ　大阪支店　大阪府大阪市中央区淡路町三丁目五番十三号 ニ　福岡支店　福岡県福岡市中央区天神一丁目三番三十八号	平成二十八年十二月二十六日
（略）					

千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域

○国土交通省告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

令和八年一月五日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

指定番号	指定構造計算適合性判定機関の名称	住所	業務区域	指定をした日	指定の有効期間
（略）					
十一	ビューローベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号	（略）	（略）	（略）
（略）					

改正前

別表

指定番号	指定構造計算適合性判定機関の名称	住所	業務区域	指定をした日	指定の有効期間
（略）					
十一	ビューローベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町二十二番地	（略）	（略）	（略）
（略）					